

養父市立大屋中学校 運動部活動方針

1 運動部活動の意義

運動部活動は、学校教育活動の一環として、スポーツに興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導のもとで、自発的・自主的にスポーツを行うものであり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。

2 目 標

- (1) 目標に向かって、仲間とともに競い、励まし、支え合って活動する中で、豊かな人間性を育み、多くの人と関わりながら生きる力を育む。
- (2) 自分の目標達成や課題克服に向かって粘り強く努力し、その過程で達成感や成就感を味わう中で、生涯を通じて主体的に自分自身を高めようとする力を育む。
- (3) 自らの興味、関心に基づく活動の中で、個性を伸ばすとともに、自分や自分たちの生活をより明るく充実したものにしようとする力を育む。
- (4) 「養父市立中学校における運動部活動の方針（H30年12月策定）」に則り、成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントの根絶を徹底し、安全で安心な指導の徹底と活動環境を整える。

3 設置する部

- ①野球部 ②男子卓球部 ③女子バレーボール部
*陸上競技部 *駅伝競走部 (*印は特設の部活動)

4 活動日・活動時間

- (1) 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、祝日と連続する場合を含む土・日の週休日（以下、週休日等という）は、少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。
その際の休養日については、活動日設定週の期間の翌週から4週間以内で、平日は平日、休業日は休業日に速やかに設定することを基本とする。また、公式戦等が連続するなど、特別な事情により前述4週間以内の休養日の設定ができない場合に限り、それぞれの活動日の設定期間直後の翌週から16週以内のできるだけ早い時期に、平日は平日、週休日等は週休日等に休養日を設定することとする。
- (2) 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (3) 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日等及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (4) 公式戦を直前（2週間前から）に控えた場合等は、生徒の疲労状況を把握し、健康や安全に十分に留意して保護者の同意を得た上で、週休日等の各日に活動を行うこともできる。公式戦とは、オープン戦、夏季総合体育大会、新人戦とする。なお、大会当日も含め、週休日等の各日に活動をした場合については、上記(1)に準じて休養日を設定する。
- (5) 定期考査期間中の部活動については、原則として期末考査は5日前から活動停止期間とする。

5 その他

- (1) この方針(改訂版)については令和3年4月1日から適用する。ただし、適宜見直しを行う場合がある。

養父市立大屋中学校 文化部活動方針

1 文化部活動の意義

文化部活動は、学校教育活動の一環として、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が、文化部顧問の指導のもとで、自主的・自発的な参加による活動を通して楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす多様な学びの場として、その教育的意義を有している。

2 目 標

- (1) 目標に向かって、仲間とともに向上し、励まし、支え合って活動する中で、豊かな人間性を育み、多くの人と関わりながら生きる力を育む。
- (2) 自分の目標達成や課題克服に向かって粘り強く努力し、その過程で達成感や成就感を味わう中で、生涯を通じて主体的に自分自身を高めようとする力を育む。
- (3) 自らの興味・関心に基づく活動の中で、個性を伸ばすとともに、自分や自分たちの生活をより明るく充実したものにしようとする力を育む。
- (4) 「養父市立中学校における文化部活動の方針（令和元年11月策定）」に則り、生徒の心身の健康に配慮した適切な指導を計画的に行うとともに、事故の防止に努め、体罰や暴言、ハラスメントの根絶を徹底し、安全で安心な指導の徹底と活動環境を整える。

3 設置する部

- ① 吹奏楽部

4 活動日・活動時間

- (1) 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、祝日と連続する場合を含む土・日の週休日（以下、週休日等という）は、少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。
その際の休養日については、活動日設定週の期間の翌週から4週間以内で、平日は平日、休業日は休業日に速やかに設定することを基本とする。また、公式戦等が連続するなど、特別な事情により前述4週間以内の休養日の設定ができない場合に限り、それぞれの活動日の設定期間直後の翌週から16週以内のできるだけ早い時期に、平日は平日、週休日等は週休日等に休養日を設定することとする。
- (2) 長期休業中の休養日の設定についても、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (3) 1日の活動時間は、長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日等及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (4) 大会等を直前（2週間前から）に控えた場合等は、生徒の疲労状況を把握し、健康や安全に十分に留意して保護者の同意を得た上で、週休日等の各日に活動を行うこともできる。大会等とは、吹奏楽コンクールやアンサンブル・コンテスト、但馬吹奏楽祭、市や地域からの出演要請行事とする。なお、大会等の当日も含め、週休日等の各日に活動をした場合については、上記(1)に準じて休養日を設定する。
- (5) 定期考査期間中の部活動については、原則として期末考査は5日前から活動停止期間とする。

5 その他

- (1) この方針については令和3年4月1日から適用する。ただし、適宜見直しを行う場合がある。